

東京電力からの報告の概要
(2月7日17時30分までに受けたもの)

- 2月7日、協力企業作業員が高温焼却炉建屋東側壁面の地上高さ約5mに設置している第二セシウム吸着装置(サリー)ベント口(吸着装置内で発生する水素の排出用)から水が漏えいしていることを確認した。
- 漏えい時、停止中の第二セシウム吸着装置(サリー)では、弁点検のためろ過水による洗浄作業を実施中であり、ろ過水の元弁を閉めたことにより、水の漏えい停止を確認した。
- 漏えいした水は系統水及びろ過水であり、漏えい箇所の敷き鉄板上には約4m×4m×深さ1mmの範囲で水溜まりが確認されており、鉄板の隙間から土壌へ漏えい水が染み込んだ可能性があるため、応急処置として当該エリアを区画することで立ち入り制限を行うとともに、今後、土壌の回収を行う予定。
- なお、この漏えいに伴う、敷地境界モニタリングポストや連続ダストモニタ、排水路モニタに有意な変動がないことを確認しており、現時点で外部への影響は確認されていないが、継続して各種モニタを注視していく。
- 漏えい量の概略評価(保守的に系統からの漏えい量を約5.5m³として算出した結果、全ガンマ線で 2.2×10^{10} Bqと評価)をしたところ、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条第11号「発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等(気体状のものを除く)が管理区域内で漏えいしたとき」に該当すると判断した。